



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *75 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (管理整備課)
- 告示
 - 997 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 998 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の変更の届出 (雇用推進課)
 - 999 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 1000 一敷地内認定建築物以外の建築物に係る関係図書縦覧に供する場所 (")
 - 1001 港湾施設の概要 (管理整備課)
- 公告
 - 海区における共同漁業の免許 (資源管理課)
 - 海区における区画漁業の免許 (")
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 正誤
 - 平成19年3月30日付け和歌山県報号外(16)和歌山県規則第42号中
 - 平成19年4月1日付け和歌山県報号外(4)和歌山県訓令第42号中

規則

和歌山県規則第75号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1新宮港の部佐野第三号岸壁の項中「11.0」を「12.5」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

和歌山県告示第997号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	古座川町在宅介護支援センター	東牟婁郡古座川町高瀬406	居宅介護支援	平成18.3.31
有限会社夢	海南市船尾179	ケアプランセンターかがやき	海南市船尾179	居宅介護支援	平成19.6.30

和歌山県告示第998号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条において準用する同法第27条第3項の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 氏名 社会福祉法人 和歌山県福祉事業団
- 2 事務所の名称 東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター
ー あーち
- 3 事務所の所在地

(変更前)和歌山県新宮市春日3-4

(変更後)和歌山県新宮市野田1-8

4 変更年月日 平成19年8月1日

和歌山県告示第999号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定	指定位置	申請者住	申請所	指定	道路	
					幅員	延長

番号	氏名	年月日	メートル	メートル
2929	橋本市高野口町大野字下島田258の一部、259-3の一部 奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成19.8.6	6.00 5.00 5.00	19.90 34.57 5.56

- 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 1 認定番号 都政第306号
 - 2 認定日 平成19年8月3日
 - 3 1団地の対象区域 新宮市佐野3丁目507-33、507-13、507-37、558-7、599-1
 - 4 縦覧に供する場所 県土整備部都市住宅局都市政策課
東牟婁振興局新宮建設部

和歌山県告示第1000号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第6項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に係る関係図書の縦覧に供する場所を次のとおり公告する。

平成19年8月14日

和歌山県告示第1001号

県が管理する港湾施設を港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

新宮港港湾施設

種類	名称	位置	数量	能力
航路	新宮港航路	新宮市佐野地先	250.00メートル	水深 12.5メートル
泊地	新宮港(-12.5m)泊地	新宮市佐野地先	170,000平方メートル	水深 12.5メートル
岸壁	佐野第三号岸壁	新宮市佐野地先	220.0メートル	水深 12.5メートル 幅 20.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり20キロニュートン

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は、和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理整備課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え付ける。

平成19年8月3日和歌山海区における共同漁業を次のとおり免許した。

平成19年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁場計画の公示の際の公示番号 平成19年5月11日和歌山県告示第639号

公 告

公 告

免許番号	漁場の位置及び区域	漁業種類	漁業名称	漁業時期	存続期間	制限又は条件	漁業権者	
							住所	氏名
和共第55号	東牟婁郡太地町地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種共同漁業	おおさ漁業 あまのり漁業 あらめ漁業 あおのり漁業 あんとかめ漁業 かじめ漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あこやがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 まがきがい漁業	1月1日から12月31日まで	平成19年8月3日から平成25年8月31日まで	旧太田村地先における第1種共同漁業及び第2種共同漁業については、勝浦漁業協同組合の入漁を拒んではならない。	東牟婁郡太地町太地3167番地7	太地町漁業協同組合

			いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業				
		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚網代網漁業 磯魚建網漁業 かに刺網漁業 くるまえび刺網漁業 ひらめ底刺網漁業 うつば籠漁業				

公 告

平成19年8月3日和歌山海区における区画漁業を次のとおり免許した。

平成19年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁場計画の公示の際の公示番号 平成19年5月11日和歌山県告示第640号

免許番号	漁場の位置及び区域	漁業種類	漁業名称	漁業時期	存続期間	制限又は条件	漁業権者	
							住所	氏名
和特区第755号	東牟婁郡太地町小長井地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成19年8月3日から平成20年8月31日まで	この区域内に2,592㎡を超えて生簀を敷設してはならない。	東牟婁郡太地町太地3167番地7	太地町漁業協同組合

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	岩出市中島字古川南1038番1、1038番2、1039番1、1039番2、1039番3、1040番2
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市新生町2番5号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男

8	上から9	第86条から第88条までを次のように改める。	「第6節 削除」を「第6節 世界遺産センター」に改める。 第86条を次のように改める。
	上から13	(名称及び位置)	第3章第6節中第86条の次に次の2条を加える。 (名称及び位置)
	上から14	第87条	第86条の2
	下から16	第88条	第86条の3

正 誤

正 誤

平成19年3月30日付け和歌山県報号外(16)和歌山県規則第42号中

ページ	行目	誤	正
2	上から9	第88条	第86条の3
4	上から10	検査	診査

正 誤

平成19年4月1日付け和歌山県報号外(4)和歌山県訓令第42号

ページ	段	行目	誤	正
2	左	下から6及び7	第113条	第131条